

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

今年も保険証が2回送付されます

保険年金課保険年金係 ☎(63)2125

これまで後期高齢者医療制度に加入している方の医療費の窓口負担割合は1割、または3割でしたが、2022年(令和4年)10月1日から、「2割」が新設されます。このことに伴い、今年も保険証が2回送付(全員)されますのでご注意ください。

保険証の送付時期

1回目：7月25日頃 到着予定(8月1日～9月30日までの分)

2回目：9月25日頃 到着予定(10月1日～令和5年7月31日までの分)

10月1日から窓口負担が2割になる人ってどんな人？

同じ世帯に後期高齢者医療保険の人が	1人の場合	住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上
	2人以上の場合	住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が320万円以上

※住民税課税所得が145万円以上に該当する人は**3割負担**となります。

※2割負担の対象となるかどうかの確定情報については、9月25日頃到着予定の保険証でのみ確認可能となりますのでご注意ください。

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせ

栃木県の「後期高齢者医療広域連合」または鹿沼市の「後期高齢者担当窓口」へお問い合わせください。今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンター(☎0120(002)719)にお問い合わせください。

+++++

国民健康保険制度に関するお知らせ

8月1日から国保の被保険者証が新しくなります(7月下旬送付・色はうす紫色に変わります！)

保険年金課保険年金係 ☎(63)2125

確認事項

- 有効期限の切れた被保険者証は、各自で処分してください。
- 被保険者証は国保加入者1人につき1枚です。
- 被保険者証の有効期限は「令和5年7月31日」です。ただし、8月～令和5年7月末までに75歳になる人は「75歳の誕生日前日」が有効期限となり、75歳の誕生日から有効の「後期高齢者医療被保険者証」を随時送付します。

こんなときは必ず14日以内に届け出を

- ①他の健康保険に加入した場合…各自で国保脱退の手続きが必要です。自動的に処理されません。
届け出に必要なもの：国保の被保険者証(全員分)、新しく加入した健康保険の被保険者証(全員分)
 - ②住所・世帯主・氏名が変わった場合…届け出が必要です。
届け出に必要なもの：国保の被保険者証(全員分)
- 届出場所 保険年金課(市役所1階②番窓口)または各コミュニティセンター
※市役所やコミュニティセンターに行くことが困難な人は郵送にて対応します。お問い合わせください。
- 特定健診 国保に加入する40～74歳の人には、特定健康診査の受診券を交付しています。年1回の健診を受診しましょう。受診券を紛失してしまった場合は、再発行しますのでお問い合わせください。